

# 国際VHFチャンネルの用途が変わります。

遭難通信や船舶航行安全のために世界共通で使用されている国際VHFのチャンネル用途がWRC(世界無線通信会議)において、次の通り変更となりました。

国際VHF無線機器をご使用の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。



## チャンネル用途の変更内容

用途が変更される国際VHFのチャンネルは、海岸局からの指示に基づき海岸局と船舶局間で通信するもので以下のチャンネルとなります。



**27及び28チャンネル**は平成31年1月1日から港務通信用とデータ通信用(ASM用※として利用)に分割されます。

これらのチャンネルは、平成31年1月1日以降は港務通信用とデータ通信用に分割して使用されるため、従来の用途では使用できなくなります。

※アプリケーション特定メッセージ:海象情報や荷役情報等をデータで送るもの



**21~26チャンネル、80~86チャンネル**は平成32年4月1日からデジタルデータ通信専用となります。

これらのチャンネルは、国際的に平成29年1月1日以降、デジタルデータ通信専用となりますが、国内では既存無線局の利用状況を考慮して、平成32年3月31日までは従来の用途で使用できることといたしました。

## チャンネル用途の変更に伴う手続きについて

今回のチャンネル用途の変更に伴い、現在、免許されている国際VHFのチャンネルに変更が生じる場合は、次のいずれかの措置を行います。この措置において、免許人の皆様が電波法令上の手続きを行うことは「**特定の場合**」(裏面を参照)を除き不要です。

- ①再免許の際にチャンネルを変更させていただきます。
- ②免許有効期限が、用途が変更されるチャンネルの使用期限以降の場合は、総務省から変更に係る通知書及び無線局免許状を発送させていただきます。

## チャンネル用途変更に伴う特定の場合

以下の場合、免許人様に変更手続き等、ご協力いただく必要があります。

- ① 21～26ch、80～86chを使用する海岸局※<sup>1</sup>
- ② 86chを指定している船舶局であってチャンネル変更が簡易でないもの※<sup>1</sup>
- ③ 21～26ch、80～85chを使用する船舶局であって、用途変更により海岸局との通信チャンネルがなくなるもの※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> チャンネル設定が工事業者による工事を行わないとできないものに限りします。

※<sup>2</sup> チャンネル設定がパネル操作で変更できないものに限りします。

1 ①から③に該当する場合は、無線設備の変更工事が必要となります。

2 変更工事が必要な無線局へは、原則※総務省から連絡を行います。

※ 製造メーカーが倒産等により変更工事が必要かどうか不明な無線機器については、個別にご相談させていただく場合がございます。

3 変更工事にかかる費用は国が補償いたします。

変更工事にかかる費用については、国際VHFのチャンネルの用途変更に伴う無線設備の変更工事に直接かかるものに限ることとし、必要となる工事にかかった費用かどうか審査した上で、必要と認められる費用について国が負担いたします。

不明な点は、最寄りの総合通信局へお問い合わせください。



総合通信局等	担当課	管轄	電話番号
総合通信基盤局	基幹・衛星移動通信課	全国	03-5253-5901
北海道総合通信局	航空海上課	北海道	011-709-2311 (内線：4635)
東北総合通信局	航空海上課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0653
関東総合通信局	航空海上課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1747
信越総合通信局	航空海上課	新潟県、長野県	026-234-9982
北陸総合通信局	航空海上課	富山県、石川県、福井県	076-233-4451
東海総合通信局	航空海上課	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9180
近畿総合通信局	航空海上課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8541
中国総合通信局	航空海上課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3345
四国総合通信局	航空海上課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5021
九州総合通信局	航空海上課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7838
沖縄総合通信事務所	無線通信課	沖縄県	098-865-2305